

児童手当法 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

(受給者の責務)

第2条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(受給権の保護)

第15条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

児童扶養手当法 (抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(児童扶養手当の趣旨)

第2条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(受給権の保護)

第24条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。